

# 公立大学法人埼玉県立大学 I R の推進に関する規程

令和 2 年 4 月 1 日  
規程第 1 4 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、大学運営における意思決定及び内部質保証を支援するとともに、学外への説明責任を果たすことを目的として実施する学内外の情報の収集及び分析に関する業務(以下「I R」という。)の推進に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 部局等 埼玉県立大学学則(平成 2 2 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 1 章第 2 節に規定する学部、研究科、各学科、共通教育科、各センター及び事務局をいう。
- 二 部局長等 事務局長、学部長、研究科長、各学科長、共通教育科長及び各センターの長をいう。
- 三 I R 個人情報 I R を実施する目的で収集した学籍番号その他の個人情報をいう。
- 四 I R 加工情報 I R 個人情報を匿名化した情報をいう。
- 五 I R 再加工情報 I R 加工情報を個人が特定できるように再加工した情報をいう。
- 六 I R 分析情報 I R 加工情報及び I R 再加工情報、大学運営に関する情報その他必要な情報を用いて分析を行うことにより得られた情報をいう。
- 七 I R システム I R 加工情報、大学運営に関する情報その他必要な情報を蓄積したシステムをいう。

(I R の推進に係る事務の処理)

第 3 条 事務局企画・情報担当は、I R を推進するため、次に掲げる事務を処理する。

- 一 I R を円滑かつ適正に実施するための仕組みの構築
- 二 I R システムの整備及び運用
- 三 I R の実施状況及び I R 分析情報の全学的なとりまとめ

(I R 推進会議)

第 4 条 I R を適切に実施するとともに、I R 分析情報の積極的な活用を図るため、I R 推進会議(以下「会議」という。)を開催する。

- 2 会議は、理事長、学長、事務局長、副学長、学部長、研究科長、学長補佐、各センターの長、高等教育開発センター副センター長、研究開発センター副センター長、副局長、調整幹及び各担当部長をもって構成する。
- 3 学長は、会議を招集し、その議長となる。
- 4 議長は、構成員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる。
- 5 会議の庶務は、事務局企画・情報担当が行う。

(I R システムの管理)

第 5 条 I R システムの管理者は、学長とする。

(I R システムへのアクセス)

第 6 条 I R システムにアクセスできる者は、次の各号に定める者のうち、学長が指名する者とする。

- 一 事務局企画・情報担当の職員
  - 二 高等教育開発センターの教育調査・分析部門に所属する教員
  - 三 I R システムの開発又は運用を行う者
  - 四 その他 I R の実施のために必要な者
- 2 前項の規定により学長に指名された者は、I R を実施する目的以外の目的で I R システムにアクセスしてはならない。

(個人情報の保護)

第7条 学長は、IRシステムの管理に当たり、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)及び学内の関連規則等に定めるところにより、個人が特定されることがないように細心の注意を払わなければならない。

2 事務局企画・情報担当は、IRシステムに情報を蓄積するに当たり、IR個人情報をIR加工情報に変換しなければならない。

3 IR個人情報とIR加工情報との対応関係を記録した媒体については、事務局企画・情報担当の職員が事務局内の施設できる場所に保管し、厳重に管理しなければならない。

4 学長は、IRシステムの運用保守委託業者に対し、IR加工情報の厳格な管理、再委託の禁止その他個人情報を保護するために必要な措置を講じるよう求めなければならない。

(部局長等の協力)

第8条 部局長等は、学長からIRに使用する目的で部局等が保有するIR個人情報の提供を求められた場合、協力するものとする。

(情報の分析)

第9条 IRに関する情報の分析は、第12条第1項及び第13条第1項の規定に基づき部局長等が行う場合を除き、次の各号に掲げる事務について、当該各号に定める部局等が行う。

一 各センターが所掌する事務 各センター

二 各センターが所掌する事務以外の事務 事務局

(学長への報告)

第10条 事務局長及び各センターの長は、その所掌に係るIRの実施状況及びIR分析情報を学長に報告しなければならない。

(IR分析情報の提供)

第11条 学長は、理事会、経営審議会、教育研究審議会、教授会、研究科教授会その他の機関の審議に資するため、IR分析情報を提供するものとする。

(IR加工情報等の提供)

第12条 学長は、部局長等からIR加工情報又はIR分析情報の提供を求められた場合、当該情報を利用することが部局長等の業務を遂行するために必要であり、かつ、部局長等により当該情報の適切な管理がなされると認められる場合に限り、当該情報を提供することができる。

2 前項の規定に基づきIR加工情報又はIR分析情報の提供を受けようとする部局長等は、IR加工情報・IR分析情報提供申請書(様式第1号)を事務局企画・情報担当に提出しなければならない。

3 部局長等は、第1項の規定に基づきIR加工情報又はIR分析情報の提供を受けた場合、その利用状況を学長に報告しなければならない。

(IR再加工情報の提供)

第13条 学長は、部局長等から学生に対する指導を行う目的でIR再加工情報の提供を求められた場合、法及び学内の関連規則等に抵触しない限りにおいて、当該情報を利用することが部局長等の業務を遂行するために必要であり、かつ、部局長等により当該情報の適切な管理がなされると認められる場合に限り、当該情報を提供することができる。

2 前項の規定に基づきIR再加工情報の提供を受けようとする部局長等は、IR再加工情報提供申請書(様式第2号)を事務局企画・情報担当に提出しなければならない。

3 部局長等は、第1項の規定に基づきIR再加工情報の提供を受けた場合、その利用状況を学長に報告しなければならない。

(会議への報告)

第14条 学長は、全学的なIRの実施状況及びIR分析情報を会議に報告しなければならない。

(IR分析情報の活用)

第15条 役員及び教職員は、IR分析情報を活用することにより、大学運営における意思決定並びに教育、研究及び社会貢献に係る活動を適切かつ効果的に実施するとともに、学外への説明責任を果た

すよう努めるものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、IRの推進に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

I R加工情報・I R分析情報提供申請書

年 月 日

埼玉県立大学学長 様

所属  
氏名

以下の業務を遂行するため、I R加工情報又はI R分析情報の提供を申請します。

1. 利用する業務	
2. 利用を希望する情報の種類	<input type="checkbox"/> I R加工情報 <input type="checkbox"/> I R分析情報
3. 提供を希望する情報の内容	
4. I R加工情報及びI R分析情報の管理方法	

I R再加工情報提供申請書

年 月 日

埼玉県立大学学長 様

所属  
氏名

学生に対する指導を行うため、I R再加工情報の提供を申請します。

なお、この情報については、個人情報の保護を図るため、申請者が条例、学内規則等に基づき適切に利用するとともに、厳重に管理します。

1. 利用する目的及び業務	
2. 提供を希望する情報の内容	
3. I R再加工情報及びI R分析情報の管理方法	

**【注意事項】**

- ・関係する事務局の各担当に確認のうえ、事務局企画・情報担当でデータを加工して提供します。
- ・教学I R主コードと学籍番号を照合するため、教学I R主コードがない情報は照合できません。
- ・学生本人への情報提供以外には利用できません。